

## 正会員証に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第5条の規程に基づき、正会員証について必要な事項を定めるものである。

### (名称の使用)

第2条 この規程において「正会員証」とは、本協会の構成員で、調査業を営む者（以下「正会員」という。）が、正会員であることを証明するために用いる証票であって、本協会が貸与するものをいう。

### (種類及び様式)

第3条 正会員証の種類は、次の各号に定める。

- (1) 正会員証
- (2) 特別正会員証

### (申 請)

第4条 正会員及び賛助会員の名称使用に関する規程（以下、「名称使用規程」という。第6条第1項の登録を受けた正会員は、別記様式第4号の貸与申請書を本協会の会長（以下、「会長」という。）に提出して、正会員証の貸与を受けることができる。

- 2 前項の規定により貸与を受けることができる正会員は、一の営業所につき、第3条で定める正会員証の種類ごとに、それぞれ一とする。

### (貸 与)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、当該申請に係わる正会員証を貸与するものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、会長は、前条第1項の規定により申請をした者が、第10条の規定により返納命令を受けた日から起算して6箇月を経過しない者であるときは、その期間が経過するまでの間、当該申請に係わる正会員証を貸与しないこととする。

(管 理)

第6条 正会員証の貸与を受けた正会員は、当該正会員証を他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 前項に規定するもののほか、正会員証の貸与を受けた正会員は、善良な管理者の注意をもって当該正会員証を管理しなければならない。

(亡失等の届出)

第7条 正会員証の貸与を受けた正会員は、当該正会員証を亡失し、又は当該正会員証が滅失したときは、速やかに別記様式第5号の届出書を会長に提出しなければならない。

(再貸与)

第8条 前条第1項の届出をした正会員は、別記様式第6号の再貸与申請書を会長に提出して、正会員証の再貸与を申請することができる。

2 前項の規定による申請があった場合において、当該正会員証の亡失、又は滅失が止むを得ないと認めるときは、会長は、当該申請に係る正会員証を再貸与するものとする。

(返納命令)

第9条 会長は、正会員証の貸与を受けた正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該正会員に対し、正会員証の返納を命ずることができる。

(1) 正会員が第6条第1項の規定に違反したと認められるとき、又は同条第2項の規定に違反した場合において正会員証の適正な管理に著しく支障が生ずると認められるとき

(返 納)

第10条 正会員証の貸与を受けた正会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該正会員証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した正会員証）を会長に返納しなければならない。

(1) 正会員としての資格を喪失したとき

(2) 正会員証の返納を命じられたとき

(3) 正会員証の再貸与を受けた場合において、亡失した正会員証を発見し、又は回復したとき

(手数料)

第11条 次に掲げるものは、実費を勘案して会長が別に定める額の手数料を本協会に納めなければならない。

(1) 第4条第1項の規定により正会員証、又は特別正会員証の貸与を受けようとする者

(2) 第8条第2項の規定により正会員証、特別正会員証の再貸与を受けた者

(細 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

|   |                |                                       |
|---|----------------|---------------------------------------|
| 1 | 平成26年04月01日 施行 | H26年03月06日 (一社) 設立総会承諾                |
| 2 | 平成27年06月19日 改正 | 第1回定例理事会承認                            |
| 3 | 平成29年03月23日 改定 | 平成29年03月23日 第4回理事会承認<br>平成29年04月01日施行 |
| 4 | 平成29年05月19日 改定 | 平成29年05月19日 第1回理事会承認                  |